

平成26年度札幌市国民健康保険会計補正予算案の概要

【国庫支出金等返還金】

1. 療養給付費等負担金

国が療養給付費等の一定割合を負担する療養給付費等負担金は、当該年度中は国が示す伸び率等に基づき概算交付され、翌年度に精算が行われる。平成25年度は概算交付額が実績を上回ったため、超過交付となった負担金を国へ返還する。

(単位 千円)

項目	平成25年度 概算交付額	平成25年度 確定額	超過交付額 (補正額)
国庫負担金 (療養給付費等負担金)	24,370,406	22,699,256	1,671,150

国民健康保険給付費の財源構成 (一般分)

保険料・一般会計繰入金等 50%	定率国庫負担金 32%	国調整 交付金 9%	道調整 交付金 9%
---------------------	------------------------	------------------	------------------

← 国民健康保険給付費 →

(参考)

近年の療養給付費等負担金の返還額の推移

(千円)

平成23年度返還 (平成22年度分)	1,395,069
平成24年度返還 (平成23年度分)	2,359,424
平成25年度返還 (平成24年度分)	2,559,261
平成26年度返還 (平成25年度分)	1,671,150

2. 国特別調整交付金

国が交付する財政調整交付金の特別調整交付金の算出に係る一般被保険者数に錯誤があったため、申請額に変更が生じることから、超過交付となった財政調整交付金を国へ返還する。

(単位 千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
修正前	11,311,248	10,372,644
修正後	11,306,280	10,363,321
返還額	4,968	9,323

平成 23・24 年度合計返還額：14,291 千円

<参考>

今回、超過交付となった主な特別調整交付金は、非自発的失業者に係る特別調整交付金であり、札幌市の一人当たり平均保険料に非自発的失業者軽減による法定軽減該当被保険者数を掛けた額 (A) から、当該被保険者に係る保険料総額 (B) 及び当該世帯に係る保険基盤安定負担金 (C) を除いた額が交付対象額と (D) になっている。

札幌市の 1 人当たり平均保険料×非自発的失業者軽減による 法定軽減該当被保険者数 (A)		
当該被保険者に係る 保険料総額 (B)	当該被保険者に係る 保険基盤安定負担金 (C)	特別調整交付金の額 (D)

補正額合計 1,686,000 千円 (百万円未満切り上げ)

※財源は国民健康保険支払準備基金繰入金